

北海道産業振興条例に基づく助成制度の概要

I 企業立地の促進を図るための助成措置

○事業の概要

対象業種（事業）、対象地域、新設・増設、投資額、雇用増等に応じて、最大15億円の補助金を交付できる制度

類型	分野	対象業種(事業)	対象地域	新設 増設	補助要件 ・投資額 ・雇用増	助成内容				
						助成額	限度額	通算 限度額		
類型 I	成長産業分野	自動車関連製造業	全道 (札幌市を除く。) (植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。(札幌市を除く。))	新設	5億円以上 20人以上	投資額の10%	15億円 注7	20億円 同一企業につき		
		増設		投資額の5%		5億円				
		電気・電子機器製造業 医薬品製造業 食関連産業 植物工場 新エネルギー関連製造業		新設		投資額の10%	10億円 注6	13億円 同一企業につき		
		増設		投資額の5%		3億円				
		新エネルギー供給業 ※市町村支援の対象であること		新設		10億円以上 1人以上	投資額の5%	1億円	—	
		データセンター事業		新設		一般型 10億円以上 5人以上	投資額の10%	一般型 3億円 環境配慮型 5億円	一般型 4億5千万円 環境配慮型 7億5千万円	
				増設		環境配慮型 注5 20億円以上 5人以上	投資額の5%	一般型 1億5千万円 環境配慮型 2億5千万円	同一企業につき	
		基盤技術産業		新設		2,500万円以上	投資額の10%	3億円	13億円 同一企業につき	
	増設		5人以上	投資額の5%						
	本社機能移転事業	全道	新設	(投資額要件なし) 30人以上	1年間の賃料の 2分の1	1,000万円	—			
	発展基盤施設分野	自然科学研究所 ※成長産業分野に関連する業種に限る。	全道	新設	10億円以上 研究員5人以上	投資額の10%	10億円	13億円 同一企業につき		
				増設	5億円以上 研究員5人以上	投資額の5%	3億円			
高度物流関連事業 ※成長産業分野に関連する事業に限る。		全道 (札幌市を除く。)	新設	20億円以上 20人以上	投資額の10%	10億円				
			増設		投資額の5%	3億円				
類型 II	市町村連携促進分野	※市町村が行う立地助成措置の対象であること ※企業立地促進法適用地域においては指定集積業種に限る。(植物工場を除く。) ・製造業 ・自然科学研究所 ・高度物流関連事業 ・データセンター事業 ・ソフトウェア業 ・情報処理・提供サービス業 ・コールセンター事業 ・植物工場	特別対策地域 注3	新設 増設	2,500万円以上 5人以上	投資額の4% 特別対策地域に該当し、かつ企業立地促進法の集積区域における指定集積業種に該当する新設の場合のみ 投資額の8%	1億円	投資助成 3億円 同一企業につき		
			企業立地促進法適用地域 (札幌市の区域にあつては、特認事業者が新設する場合に限る。) 注4						新設	雇用増1人あたり50万円(雇用増が6人以上の場合6人目から支給)
			工業団地 (札幌市を除く。) (製造業又は植物工場に限る。)(植物工場は、工業団地と工場適地を対象とする。(札幌市を除く。))	新設 増設		新設	5,000万円以上 5人以上		投資額の8%	1億円
						増設	投資額の4%			